

熊本市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について

熊本市職員の退職手当に関する条例等の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 熊本市職員の退職手当に関する条例(昭和30年条例第16号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「第8条第3項」を「第8条第1項第5号」に改める。

(熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成7年条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

第3条 熊本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成20年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第1項中「公務に」を「通勤による傷病以外の公務に」に、「100分の87」を「100分の83.7」に、「104分の87」を「104分の83.7」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

(熊本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 熊本市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「、同項第1号中「24年以下」とあるのは「25年未満」とを

削り、「同項第 2 号」を「同項第 1 号」に、「同項第 4 号」を「同項第 3 号」に、「同項第 5 号」を「同項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 7 9 号）の施行による国家公務員退職手当法（昭和 2 8 年法律第 1 8 2 号）の一部改正に伴い、本市もこれに準じて退職手当の基本額に係る調整率を改定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。